

中間連結財務諸表

Jimoto Holdings

当社の中間連結財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。ただし、前中間連結会計期間末（平成26年9月30日）の中間連結貸借対照表は、表示方法の変更にもない表示科目の組替えを行っており、組替え後の前中間連結会計期間末（平成26年9月30日）の中間連結貸借対照表について中間監査を受けておりません。

中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

	平成26年9月期 (平成26年9月30日)	平成27年9月期 (平成27年9月30日)
資産の部		
現金預け金	222,199	210,138
コールローン及び買入手形	20,000	10,000
買入金銭債権	842	851
商品有価証券	20	26
有価証券	784,305	723,236
貸出金	1,557,080	1,647,060
外国為替	661	419
その他資産	7,326	6,085
有形固定資産	24,511	25,415
無形固定資産	2,892	3,912
退職給付に係る資産	424	1,676
繰延税金資産	3,860	3,744
支払承諾見返	9,826	7,403
貸倒引当金	△ 13,467	△ 13,895
資産の部合計	2,620,484	2,626,076
負債の部		
預金	2,192,122	2,228,405
譲渡性預金	243,114	198,721
借入金	29,446	37,839
外国為替	2	—
社債	5,800	5,800
新株予約権付社債	8,000	8,000
その他負債	12,273	18,081
賞与引当金	263	284
退職給付に係る負債	1,924	1,908
利息返還損失引当金	10	8
睡眠預金払戻損失引当金	376	360
偶発損失引当金	49	59
繰延税金負債	3,688	2,891
再評価に係る繰延税金負債	1,988	1,759
支払承諾	9,826	7,403
負債の部合計	2,508,888	2,511,524
純資産の部		
資本金	17,000	17,000
資本剰余金	67,138	67,138
利益剰余金	16,441	21,102
自己株式	△ 0	△ 1
株主資本合計	100,578	105,239
その他有価証券評価差額金	7,274	5,788
土地再評価差額金	3,431	3,536
退職給付に係る調整累計額	△ 960	△ 275
その他の包括利益累計額合計	9,745	9,049
非支配株主持分	1,271	263
純資産の部合計	111,596	114,551
負債及び純資産の部合計	2,620,484	2,626,076

中間連結損益計算書

(単位：百万円)

	平成26年9月期 (平成26年4月1日から 平成26年9月30日まで)	平成27年9月期 (平成27年4月1日から 平成27年9月30日まで)
経常収益	21,242	21,889
資金運用収益	16,648	18,041
(うち貸出金利息)	(12,278)	(11,899)
(うち有価証券利息配当金)	(4,247)	(6,010)
役員取引等収益	2,921	2,958
その他業務収益	471	70
その他経常収益	1,200	819
経常費用	17,800	18,631
資金調達費用	1,265	1,213
(うち預金利息)	(924)	(897)
役員取引等費用	1,473	1,605
その他業務費用	779	407
営業経費	13,416	13,301
その他経常費用	866	2,102
経常利益	3,441	3,258
特別利益	22	235
固定資産処分益	22	21
持分変動利益	—	213
特別損失	15	197
固定資産処分損	3	7
減損損失	12	190
税金等調整前中間純利益	3,448	3,295
法人税、住民税及び事業税	137	305
法人税等調整額	△ 164	△ 307
法人税等合計	△ 26	△ 1
中間純利益	3,475	3,297
非支配株主に帰属する中間純利益	25	3
親会社株主に帰属する中間純利益	3,450	3,293

中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	平成26年9月期 (平成26年4月1日から 平成26年9月30日まで)	平成27年9月期 (平成27年4月1日から 平成27年9月30日まで)
中間純利益	3,475	3,297
その他の包括利益	3,082	△ 4,792
その他有価証券評価差額金	2,851	△ 4,874
退職給付に係る調整額	230	81
中間包括利益	6,557	△ 1,495
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	6,521	△ 1,467
非支配株主に係る中間包括利益	36	△ 28

(注)「会計方針の変更」(P.21)に記載のとおり、少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前中間連結会計期間末については、中間連結貸借対照表の組替えを行い、「少数株主持分」を「非支配株主持分」と表示しております。

中間連結株主資本等変動計算書

平成26年9月期（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
当期首残高	17,000	67,138	13,110	△	0	97,247
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	428	—	—	428
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,000	67,138	13,539	△	0	97,676
当中間期変動額						
剰余金の配当			△ 549			△ 549
親会社株主に帰属する中間純利益			3,450			3,450
自己株式の取得				△	0	△ 0
土地再評価差額金の取崩			1			1
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	—	—	2,902	△	0	2,902
当中間期末残高	17,000	67,138	16,441	△	0	100,578

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	4,433	3,432	△ 1,190	6,676	1,281	105,206
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	428
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,433	3,432	△ 1,190	6,676	1,281	105,634
当中間期変動額						
剰余金の配当						△ 549
親会社株主に帰属する中間純利益						3,450
自己株式の取得						△ 0
土地再評価差額金の取崩						1
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,840	△ 1	230	3,069	△ 10	3,059
当中間期変動額合計	2,840	△ 1	230	3,069	△ 10	5,961
当中間期末残高	7,274	3,431	△ 960	9,745	1,271	111,596

平成27年9月期（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
当期首残高	17,000	67,138	18,381	△	1	102,518
当中間期変動額						
剰余金の配当			△ 624			△ 624
親会社株主に帰属する中間純利益			3,293			3,293
自己株式の取得				△	0	△ 0
自己株式の処分			0		0	0
土地再評価差額金の取崩					50	50
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	—	0	2,720	△	0	2,720
当中間期末残高	17,000	67,138	21,102	△	1	105,239

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	10,630	3,587	△ 356	13,860	292	116,672
当中間期変動額						
剰余金の配当						△ 624
親会社株主に帰属する中間純利益						3,293
自己株式の取得						△ 0
自己株式の処分						0
土地再評価差額金の取崩						50
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 4,841	△ 50	81	△ 4,811	△ 29	△ 4,841
当中間期変動額合計	△ 4,841	△ 50	81	△ 4,811	△ 29	△ 2,121
当中間期末残高	5,788	3,536	△ 275	9,049	263	114,551

中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	平成26年9月期 (平成26年4月1日から 平成26年9月30日まで)	平成27年9月期 (平成27年4月1日から 平成27年9月30日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	3,448	3,295
減価償却費	899	1,076
減損損失	12	190
のれん償却額	120	120
持分法による投資損益 (△は益)	△ 23	△ 7
持分変動損益 (△は益)	—	△ 213
貸倒引当金の増減 (△)	△ 2,283	312
賞与引当金の増減額 (△は減少)	53	△ 4
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△ 40	△ 334
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△ 871	△ 24
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	△ 1	2
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△ 66	△ 63
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	△ 32	4
資金運用収益	△ 16,648	△ 18,041
資金調達費用	1,265	1,213
有価証券関係損益 (△)	226	△ 38
為替差損益 (△は益)	△ 0	△ 0
固定資産処分損益 (△は益)	△ 19	△ 14
貸出金の純増 (△) 減	△ 35,124	△ 46,482
預金の純増減 (△)	122,074	106,869
譲渡性預金の純増減 (△)	41,958	△ 38,477
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	7,098	8,609
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△ 915	△ 403
コールローン等の純増 (△) 減	△ 9,997	△ 10,012
コールマネー等の純増減 (△)	△ 10,000	—
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△ 147	129
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△ 10	△ 2
資金運用による収入	17,073	18,073
資金調達による支出	△ 1,422	△ 1,259
その他	1,912	7,476
小計	118,537	31,996
法人税等の還付額	28	139
法人税等の支払額	△ 328	△ 406
営業活動によるキャッシュ・フロー	118,237	31,729
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 176,478	△ 96,280
有価証券の売却による収入	57,574	34,782
有価証券の償還による収入	68,170	83,393
有形固定資産の取得による支出	△ 658	△ 1,547
有形固定資産の売却による収入	28	△ 1
無形固定資産の取得による支出	△ 354	△ 1,389
無形固定資産の売却による収入	0	50
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 51,718	19,007
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権付社債の発行による収入	7,981	—
リース債務の返済による支出	△ 16	△ 14
自己株式の取得による支出	△ 0	△ 0
自己株式の売却による収入	—	0
配当金の支払額	△ 549	△ 624
非支配株主への配当金の支払額	△ 46	△ 1
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,369	△ 640
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	73,889	50,096
現金及び現金同等物の期首残高	146,224	158,462
現金及び現金同等物の中間期末残高	220,114	208,558

中間連結財務諸表

Jimoto Holdings

注記事項（平成27年9月期）

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- 連結の範囲に関する事項
 - 連結子会社 5社
会社名 ・株式会社きらやか銀行
・株式会社山台銀行
・きらやかカード株式会社
・きらやかキャピタル株式会社
・山形ビジネスサービス株式会社
 - 非連結子会社 0社
- 持分法の適用に関する事項
 - 持分法適用の非連結子会社 0社
 - 持分法適用の関連会社 1社
会社名 ・株式会社富士通山形インフォテック
（持分法適用の範囲の変更）
持分法適用関連会社であった株式会社東北バンキングシステムズは、連結子会社の株式会社きらやか銀行が保有していたすべての株式を譲渡したため当中間連結会計期間より持分法適用の範囲から除外しております。
 - 持分法非適用の非連結子会社 0社
 - 持分法非適用の関連会社 0社
- 連結子会社の中間決算日等に関する事項
連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 5社
- 会計方針に関する事項
 - 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
（イ）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
 - デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 - 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産（リース資産を除く）
当社の有形固定資産は、定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：2年～50年
その他：2年～20年
 - 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。
 - リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）
当社の連結子会社である株式会社きらやか銀行における建物及びその他の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、従来、主として定率法を採用してまいりましたが、当中間連結会計期間より定額法へ変更しております。
当社の連結子会社である株式会社きらやか銀行は、第4次中期経営計画において、当連結会計年度以降、基幹システム更新を中心とした事務機器等の大規模な更新投資が見込まれるため、投資案件について投資形態のあり方も含めて総合的に検討を行いました。
これらの検討を契機に有形固定資産の減価償却方法を見直したところ、当社の連結子会社である株式会社きらやか銀行の事務機器等及び営業用店舗等は長期安定的に使用され、その使用価値は存続期間を通じて概ね一定であるため、使用実態に合わせて減価償却方法を定額法へ変更することが、経営の実態をより適切に反映するものと判断いたしました。
この変更により、従来方法によった場合に比べて、当中間連結会計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ133百万円増加しております。
- 貸倒引当金の計上基準
銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,739百万円であります。
その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
- 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、銀行業を営む一部の連結子会社において、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

- 役員賞与引当金の計上基準
役員賞与引当金は、一部の連結子会社において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
なお、当中間連結会計期間は、支給見込額が零であるため計上しておりません。
- 利息返還損失引当金の計上基準
利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した返還見込額を計上しております。
- 睡眠預金戻戻損失引当金の計上基準
睡眠預金戻戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの戻戻請求に備えるため、将来の戻戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、銀行業を営む一部の連結子会社において、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を計上しております。
- 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は11年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理
なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- 受取保証料（役員取引等収益）の計上基準
クレジットカード業を営む連結子会社における受取保証料（役員取引等収益）については、当中間連結会計期間末における被保証債務残高が全額期限前弁済されると仮定した場合には返戻を要する保証料額（契約に基づく金額）を、受取保証料の総額から除いた額を収益として計上する方法を採用しております。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
銀行業を営む連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
その他の連結子会社の外貨建資産・負債はありません。
- リース取引の処理方法
連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 重要なヘッジ会計の方法
（イ）金利リスク・ヘッジ
銀行業を営む一部の連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
また、銀行業を営む一部の連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。
- 為替変動リスク・ヘッジ
銀行業を営む一部の連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
その他の連結子会社は、ヘッジ会計を適用していません。
- 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
- 消費税等の会計処理
当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当中間連結会計期間から適用し、中間純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前中間連結会計期間については、中間連結財務諸表の組替えを行っております。

1. 中間連結貸借対照表関係

- 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額
株式 108百万円
- 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。
破綻先債権額 1,084百万円
延滞債権額 45,225百万円
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上したのうち貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

じもとホールディングス

きらやか銀行

山台銀行

- (3) 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。
3カ月以上延滞債権額 100万円
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (4) 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。
貸出条件緩和債権額 4,990百万円
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (5) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。
合計額 51,300百万円
なお、上記(2)から(5)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (6) 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。
9,547百万円
- (7) 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
現金預け金 7百万円
有価証券 93,545百万円
その他資産 1百万円
計 93,553百万円

担保資産に対応する債務
預金 2,225百万円
借入金 37,500百万円
上記のほか、為替決済、共同システム及び金融派生商品取引等の取引の担保として、次のものを差し入れております。
有価証券 32,819百万円
また、その他資産には敷金保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。
敷金保証金 654百万円

- (8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。
融資未実行残高 270,462百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 270,462百万円
(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- (9) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、株式会社きらやか銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,247百万円

- (10) 有形固定資産の減価償却累計額 26,018百万円
減価償却累計額 26,018百万円
(11) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。
劣後特約付借入金 300百万円
(12) 社債は、劣後特約付社債であります。
劣後特約付社債 5,800百万円
(13) 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額 12,228百万円

2. 中間連結損益計算書関係

- (1) その他経常収益には、次のものを含んでおります。
株式等売却益 393百万円
償却債権取立益 298百万円
(2) その他経常費用には、次のものを含んでおります。
貸倒引当金繰入額 1,077百万円
貸出金償却 126百万円
株式等売却損 2百万円
株式等償却 1百万円
(3) 減損損失

当中間連結会計期間において、当社グループが保有する以下の資産について使用目的を変更すること及び使用を中止又は中止を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。
資産のグループは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグループ化し、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。
なお、当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は、不動産鑑定評価書、地価公示法により公示された価格及び資産の減価償却計算に用いている税法規定に基づく残存価額等に基づき算定した金額であります。

用途	種類	場所	金額
営業用店舗	土地	山形県	7百万円
営業用店舗	建物	山形県	9百万円
営業用店舗	その他	山形県	0百万円
遊休	土地	山形県	167百万円
遊休	建物	山形県	1百万円
遊休	建物	埼玉県	4百万円
合計			190百万円

3. 中間連結株資本等変動計算書関係

- (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	178,867千株	—	—	178,867千株	
B種優先株式	130,000千株	—	—	130,000千株	
C種優先株式	100,000千株	—	—	100,000千株	
D種優先株式	50,000千株	—	—	50,000千株	
合計	458,867千株	—	—	458,867千株	
自己株式					
普通株式	5千株	0千株	0千株	5千株	(注)
合計	5千株	0千株	0千株	5千株	

(注) 単元未満株式の買取による増加及び売渡による減少であります。

- (2) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

- (3) 配当に関する事項

① 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	447百万円	2.50円	平成27年3月31日	平成27年6月25日
	B種優先株式	22百万円	0.17円	平成27年3月31日	平成27年6月25日
	C種優先株式	147百万円	1.47円	平成27年3月31日	平成27年6月25日
	D種優先株式	7百万円	0.15円	平成27年3月31日	平成27年6月25日

- ② 基準日及び当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年11月13日 取締役会	普通株式	447百万円	利益剰余金	2.50円	平成27年9月30日	平成27年12月4日
	B種優先株式	22百万円	利益剰余金	0.17円	平成27年9月30日	平成27年12月4日
	C種優先株式	143百万円	利益剰余金	1.43円	平成27年9月30日	平成27年12月4日
	D種優先株式	7百万円	利益剰余金	0.15円	平成27年9月30日	平成27年12月4日

4. 中間連結キャッシュ・フロー計算書関係

- (1) 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金預け金勘定 210,138百万円
定期預け金 △ 0百万円
その他の預け金 △ 1,578百万円
現金及び現金同等物 208,558百万円

5. リース取引関係

1. ファイナンス・リース取引
重要性に乏しいので記載は省略しております。
2. オペレーティング・リース取引
重要性に乏しいので記載は省略しております。

6. 金融商品関係

金融商品の時価等に関する事項
中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照。

(単位: 百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	210,138	210,138	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	14,188	14,416	228
その他の有価証券	707,489	707,489	—
(3) 貸出金	1,647,060		
貸倒引当金(※1)	△ 13,107		
	1,633,953	1,643,282	9,329
資産計	2,565,769	2,575,326	9,557
(1) 預金	2,228,405	2,228,406	0
(2) 譲渡性預金	198,721	198,601	△ 120
負債計	2,427,127	2,427,007	△ 119

- (※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
(※2) 中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

- (注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
(2) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関及び情報ベンダーから提示された価格を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格及び取引金融機関等から提示された価格を時価としております。
自行保証付私募債は実質貸出金と同様とみなせるため、内部格付及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。
(3) 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

中間連結財務諸表／貸出金

Jimoto Holdings

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、取引金融機関及び情報ベンダーから提示された価格を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	
非上場株式（※1）（※2）	1,450百万円
合 計	1,450百万円

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

7. 資産除去債務関係

当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	101百万円
時の経過による調整額	0百万円
中間連結会計期間末残高	101百万円

8. セグメント情報等

(1) セグメント情報

当社グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当社グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務、ベンチャーキャピタル業務及び事務受託業務が含まれております。

(2) 関連情報

① サービスごとの情報

(単位：百万円)

外部顧客に対する経常収益	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
	12,017	6,614	3,257	21,889

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

② 地域ごとの情報

経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありません。

③ 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当社グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務、ベンチャーキャピタル業務及び事務受託業務が含まれております。

(4) 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当社グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務、ベンチャーキャピタル業務及び事務受託業務が含まれております。

(5) 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報

1. 1株当たり純資産額

1株当たり純資産額	302.54円
-----------	---------

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

純資産の部の合計額	114,551百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	60,436百万円
（うち非支配株主持分）	(263百万円)
（うち優先株式発行金額）	(60,000百万円)
（うち定時株主総会決議による優先配当額）	(—)
（うち中間優先配当額）	(173百万円)
普通株式に係る中間期末の純資産額	54,114百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	178,862千株

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

1株当たり中間純利益金額	17.44円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益	3,293百万円
普通株主に帰属しない金額	173百万円
うち中間優先配当額	173百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	3,120百万円
普通株式の期中平均株式数	178,862千株
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	6.85円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	173百万円
うち中間優先配当額	173百万円
うち連結子会社の潜在株式による調整額	—
普通株式増加数	301,298千株
うち優先株式	268,645千株
うち新株予約権付社債	32,653千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

10. 重要な後発事象

該当事項はありません。

リスク管理債権額（連結）

(単位：百万円)

	平成26年9月期	平成27年9月期
破綻先債権額	1,517	1,084
延滞債権額	45,666	45,225
3カ月以上延滞債権額	—	—
貸出条件緩和債権額	4,324	4,990
合計	51,509	51,300

(注) 1. 破綻先債権とは、未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金の未収利息の収益計上基準については、資産の自己査定の結果に基づき、「破綻先」、「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸出金の未収利息を税法基準に拘わらず不計上としております。

4. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。